

千葉県三番瀬再生計画

(イ メ ー ジ)

2004年 月 日

千葉県

千葉県三番瀬再生計画（イメージ）

目次

前文

基本計画

第 1 章 三番瀬再生計画に関する施策についての基本的な方針

第 1 節 背景（歴史と現状）

第 2 節 計画区域（1800 ヘクタールの干潟・浅海域を中心に再生事業を実施する区域）

第 3 節 再生の目標（長期）

- （ 1 ）生物多様性の回復
- （ 2 ）海と陸との連続性の回復
- （ 3 ）環境の持続性及び回復力の確保
- （ 4 ）漁場の生産力の回復
- （ 5 ）人と自然とのふれあいの確保

第 4 節 三番瀬とネットワークを形成するための広域的な取組

第 5 節 再生にあたっての留意点

- （ 1 ）科学的知見に基づく順応的管理
- （ 2 ）漁業者の経験的知見の活用
- （ 3 ）予防的な態度
- （ 4 ）協働原則
- （ 5 ）賢明な利用の原則（ワイズユース）

第 2 章 三番瀬再生計画で講ずべき施策

第 1 節 干潟・浅海域

第 2 節 生態系・鳥類

第 3 節 漁業

第 4 節 水・底質環境

第 5 節 海と陸との連続性・護岸

第 6 節 三番瀬に向き合う街づくり・景観

第 7 節 海や浜辺の利用

第 8 節 環境学習・教育

第 9 節 維持・管理

第 10 節 制度的担保

第 11 節 広報

第 12 節 三番瀬とネットワークを形成するための広域的な取組

第3章 三番瀬再生計画を推進するために必要な事項

- 第1節 推進体制
- 第2節 県民参加、県民主導型事業の実施
- 第3節 国、県、市の連携
- 第4節 環境調査の実施
- 第5節 科学的な調査の継続・充実
- 第6節 許認可等における配慮
- 第7節 評価基準（指標）
- 第8節 事業計画の見直し

事業計画

- 第1章 干潟・浅海域
- 第2章 生態系・鳥類
- 第3章 漁業
- 第4章 水・底質環境
- 第5章 海と陸との連続性・護岸
- 第6章 三番瀬に向き合う街づくり・景観
- 第7章 海や浜辺の利用
- 第8章 環境学習・教育
- 第9章 維持・管理
- 第10章 制度的担保
- 第11章 広報
- 第12章 三番瀬とネットワークを形成するための広域的な取組
- 第13章 パイロット事業

(前文)

基本計画

三番瀬再生計画に関する施策についての基本的な方針、三番瀬再生計画で講ずべき施策及び三番瀬再生計画を推進するために必要な事項を以下のとおり定めます。

第1章 三番瀬の再生計画に関する施策についての基本方針(以下「基本方針」という。)

第1節 背景

東京湾には、かつて約13600ヘクタールもの干潟がありました。戦後、本格的な埋立てが始まり、その結果、現在では、90%以上の干潟が失われています。

その中であって、三番瀬は、東京湾奥部に残された貴重な干潟・浅海域として、昔の豊かさはありませんが、現在でも、多様な生態系が維持され、カレイ、アサリ、ノリなど江戸前の漁場であり、高い水質浄化機能を持ち、渡り鳥の重要な中継地、貴重な都市内の水辺となっています。

開発から自然との共生へと人々の価値観が変わっていく時代の中で、三番瀬の自然再生への取り組みが求められることになり、千葉県では埋立計画を中止し、三番瀬再生計画案を策定するため、広く住民が参画する三番瀬再生計画検討会議(円卓会議)を設置しました。円卓会議における2年間の検討を経て、三番瀬再生計画案が県に提出されました。

このため、県では、かつての干潟を取り戻し、生物多様性を確保し、高い水質浄化機能や豊かな漁場を持ち、水鳥類の中継地や人と触れ合う水辺空間としての三番瀬の再生を目指し、その恵みを次世代へと引き継いでいくこととし、この計画を定めます。

第2節 計画区域

1 計画区域（再生事業を実施する区域）

(1) 三番瀬の海域

(2) 三番瀬に接する市川市、船橋市及び浦安市の陸域

三番瀬の海域の範囲は、概ね、西は浦安護岸、北は市川市塩浜地先直立護岸及びふなばし三番瀬海浜公園東は船橋航路東端、南は浦安護岸突端と茜浜突端を結ぶ干潮時の水深5m以浅で囲まれる範囲です。

2 交流区域（広域的に交流する区域）

三番瀬の自然環境に影響を与え、その再生と密接につながりを持つ東京湾全体や東京湾に流入する河川流域の区域を「交流区域」と位置付け、国、関係自治体等と連携・協力・交流を図りながら、三番瀬の再生を進めるとともに、東京湾全体やその流域の再生に向けた動きの輪を広げる区域

(図示する。)

第3節 再生の目標

三番瀬の再生のための長期目標として、「生物多様性の回復」、「海と陸との連続性の回復」、「環境の持続性及び回復力の確保」、「漁場の生産力の回復」、「人と自然とのふれあいの確保」の5つを掲げます。

1 生物多様性の回復

藻場、洲・漣、泥干潟、汽水域など多様な海域環境の回復を図り、三番瀬から失われている生物が復活するなど様々な生物が生活史をまっとうできるような「生物多様性」を回復していきます。

2 海と陸との連続性の回復

河川からの淡水や土砂の供給、内陸湿地や地下水を通じた淡水の供給など、三番瀬の水循環を健全化し、潮間帯（干潟・浅海域）後背湿地や地下水・湧水などを再生し、失われている「海と陸との連続性」を回復していきます。

3 環境の持続性及び回復力の確保

三番瀬の海域の環境変化のなかで最も大きな問題が、青潮の発生とそれによる底生生物や魚類への影響であることから、青潮（貧酸素水塊）の解消、波・流れの回復、水質改善による流入河川の再生により、環境の持続性及び回復力を確保していきます。

4 漁場の生産力の回復

環境依存型・環境維持型産業である漁業を維持・発展させていくためには、三番瀬の環境の持続性及び回復力を確保するとともに、漁業者の経験的知識を生かした持続的な漁業の振興を図り、漁場の生産力の回復をしていきます。

5 人と自然とのふれあいの確保

三番瀬は、人と自然とのふれあいが生まれる貴重な水辺を持つことから、親水性を高め、景観に配慮するなど「三番瀬への適正なアクセスの回復」、「海を活かした街づくり」、「ふれあいを進める仕組みづくり」を行い、人と自然とのふれあいの確保をしていきます。

第4節 三番瀬とネットワークを形成するための広域的な取組

海と陸との連続性は、森林、農地、都市、河川、沿岸域、海洋等のつながりが、水循環、物質循環等を介して密接な関係を持ち、生態系や生物多様性を支える上での最も重要な基本的な基盤のひとつとなっています。

また、その範囲は、ひとつの流域圏を構成しており、三番瀬の自然再生を進める上で、そこに流入する河川流域や広く東京湾を組み込んだ流域的視点と広域的な視点が重要となってきます。

森は海の恋人といわれるように、陸と海の相互の関わりが指摘されるようになってきており、漁業者による植林など先進的な取組がされるようになってきています。

三番瀬においても、河川流域や東京湾を通じて広く陸域と海域の影響を受けています。河川からの汚濁負荷がもたらす赤潮・青潮の問題や、東京湾全体でつながっている生態系などのことを考えると、三番瀬の再生は三番瀬における努力のみで実現するものではないことから、東京湾に注ぐ河川の流域に位置する自治体や東京湾を取り囲む関係自治体及び国が協力し、広域的なネットワーク化を図り、海と陸とをつなぐ河川流域や東京湾全体の再生を図るための連携を強化する必要があります。

第5節 再生に当たっての留意点

三番瀬の再生に当たっては、人間は、生物、生態系のすべてはわかりえないものであることを認識し、常に謙虚に、そして慎重に行動することを基本とし、以下の点に留意して進めることとします。

科学的知見に基づく順応的管理

- ・生態系その他の自然環境は、複雑で絶えず変化するものであるから、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得て、自然環境に関する事前の十分な調査を行い、事業着手後も自然環境の再生状況を継続的に観測・記録し、その結果を科学的に評価し、計画や事業の内容を見直していく順応的な管理による自然再生に取り組みます。

漁業者の経験的な知見の活用

- ・漁業者が、漁業活動を通じて三番瀬の環境の保全を担ってきたことから、その豊富な経験的な知見を活用して三番瀬の自然再生に取り組みます。

予防的な態度

- ・科学的知見が十分に蓄積されていないことなどから、発生の仕組みの解明や影響の予測が必ずしも十分に行われていないが、長期間にわたるきわめて深刻な影響あるいは不可逆的な影響をもたらすおそれがある場合においては、必要に応じ、あらかじめ適切な手段が講じられるべきことを重視して取り組みます。

協働原則

- ・三番瀬の再生は、国、県及び市町村並びに県民、漁業者、特定非営利法人その他営利を目的としない団体、三番瀬等の利用を目的とする来訪者及び漁業者以外の事業者が、それぞれ適正な分担の下に協働して取り組みます。

賢明な利用の原則（ワイズユース）

- ・三番瀬の利用は、長期的な視点に立って、自然の循環能力を超えずに生態系の構造と機能を維持できる範囲内で持続的な方法により行います。